

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年6月22日
【会社名】	レシップホールディングス株式会社
【英訳名】	LECIP HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 眞
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 山口 芳典
【本店の所在の場所】	岐阜県本巣市上保1260番地の2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長杉本眞及び専務取締役山口芳典は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社（レシップ株式会社、レシップエスエルピー株式会社、レシップ電子株式会社、レシップインターナショナル株式会社、レシップエンジニアリング株式会社、LECIPI INC.、LECIPI（SINGAPORE）PTE LTD、LECIPI ARCONTIA AB）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、当連結会計年度にレシップインターナショナル株式会社をレシップ株式会社へ吸収合併しており、当連結会計年度末では連結子会社は7社となっております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達しているレシップ株式会社及びレシップエスエルピー株式会社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる「販売プロセス」、「購買プロセス」及び「在庫プロセス」を評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとし、「決算・財務報告プロセス」として評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社の米国連結子会社であるLECIPI INC.において、平成24年7月に米国カリフォルニア州サンタモニカ市交通局と自動運賃収受システムの納入に関わる契約（案件総額722万ドル）を締結し、平成26年3月には一部のハードウェア製品の納入に伴い、当製品に関連する売上（356万ドル）を計上いたしました。

その後、当該連結子会社が提供すべき製品・サービスのスケジュール及び範囲に関して、サンタモニカ市側と見直しに向けた協議を行うこととなり、平成27年3月5日には、プロジェクトを仕切り直すために受領済み代金を一旦返金すること、提供すべき製品・サービスの範囲に関して平成27年4月15日を期限として互いに誠意をもって協議を進めること、を定めた覚書を締結しましたが、交渉期限までに合意には至りませんでしたので、本契約の更新は不調に終わったとみなし、会計処理方法の検討を進めました。

その結果、本契約に関しては、上記の経緯を踏まえ、ハードウェア製品とソフトウェア製品を一体とみなして売上計上するべきであったと考え、平成26年6月23日に提出した有価証券報告書を以下のとおり訂正いたしました。

#### (1) 売上の取消

平成26年3月に計上したバス用運賃箱、精算装置等の売上3億59百万円とそれにかかわる利益の取消しを行いました。

(2) 在庫の評価減等

(1)の売上取消しによる棚卸資産の評価減78百万円等を計上いたしました。

(3) 個別財務諸表の訂正

(1)(2)のほかにLECIPIINC.に対する貸付金の評価等を見直しました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成26年3月期有価証券報告書、及び平成27年3月期第1四半期から平成27年3月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

訂正に至ることを防止できなかったのは、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制に不備があったことが原因であります。

この結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事項は当事業年度末日後に認識いたしましたため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進し、内部統制の改善及び充実を図り、法令順守の徹底に努めてまいります。

当社としましては、今回の過年度の決算を訂正する事態を真摯に受け止め、以下に掲げる再発防止策を確実に実行してまいります。また、売上計上規定の適用基準の整備等を含め、さらなる再発防止策を検討いたします。

(1) 海外子会社に対する親会社のコントロールの強化

決算訂正の対象となった今回の取引は、現地スタッフが主導して交渉を行っており、対応が後手に回った結果、全額返金を受け入れざるを得なかったという事態になりました。今後は、より迅速に親会社と情報を共有し、親会社関与の下で交渉等を行うようにいたします。

(2) 営業部門と経理部門の連携強化

今回の取引では、全額返金を行うことが決算に与える影響を検討しないまま、営業部門が主導して交渉を進めておりました。今後は、重要な非経常取引等を行う際には、当該取引が決算に与える影響を十分に検討することができるよう、営業部門と経理部門の連携を強化します。

(3) 重要な非経常取引の検討過程における社外専門家からの意見聴取の徹底

重要な非経常取引の検討過程において、より適切な会計処理の判断が行えるよう、今まで以上に社外専門家から意見を聴取し検討を行ってまいります。

#### 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

#### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。